

青森県報

第四千百九十四号

平成二十八年
九月二日
(金曜日)

目次

告 示

行政書士法第十四条の三第五項の規定による聴聞の期日における審理の公開.....	(総務学事課).....	一
技能検定試験の施行.....	(労政・能力開発課).....	一
公有水面埋立て工事のしゅん功認可.....	(港湾空港課).....	二
右 同.....	(同).....	三
公 告		
農用地利用配分計画の認可申請.....	(構造政策課).....	四
都市計画公聴会の開催.....	(都市計画課).....	六
建設業者の許可の取消し.....	(西北地域(県民局)).....	七
右 同.....	(上北地域(県民局)).....	七
右 同.....	(同).....	八

告 示

青森県告示第五百七十三号

行政書士法（昭和二十六年法律第四号）第十四条の三第五項の規定により聴聞の期日における審理を公開するので、行政手続法及び青森県行政手続条例に基づき知事が行う聴聞の手続に関する規則（平成六年九月青森県規則第五十一号）第八条第一項の

規定により次のとおり公示する。

平成二十八年九月二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 当事者並びに聴聞の期日及び場所

氏名	住所	期日	場所
船水信義	弘前市大字茂森新町三丁目三の二一	平成二十八年 九月九日午前 十時	青森市長島一丁目の一 青森県庁議会棟五階A会議室

二 予定される不利益処分内容及び根拠となる法令の条項

行政書士法第十四条第二号の規定に基づく四か月の業務の停止

三 聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地

1 名称 青森県総務部総務学事課

(担当 法規グループ 電話〇一七 七三四 九〇八〇)

2 所在地 青森市長島一丁目の一

青森県告示第五百七十四号

平成二十八年後期技能検定試験を次のとおり施行するので、職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）第六十六条第三項の規定により公示する。

平成二十八年九月二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 実施職種

1 特級

機械加工、放電加工、仕上げ、機械検査、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、自動販売機調整、空気圧装置組立て、建設機械整備、プラスチック

ク成形

2 一級及び二級

さく井(ロータリー式さく井工事作業)、機械検査(機械検査作業)、電気機器組立て(シーケンス制御作業)、半導体製品製造(集積回路組立て作業)、自動販売機調整(自動販売機調整作業)、空気圧装置組立て(空気圧装置組立て作業)、農業機械整備(農業機械整備作業)、冷凍空気調和機器施工(冷凍空気調和機器施工作業)、和裁(和服製作作業)、製版(DTP作業)、菓子製造(洋菓子製造作業、和菓子製造作業)、みそ製造(みそ製造作業)、酒造(清酒製造作業)、建築大工(大工工事作業)、配管(建築配管作業)、型枠施工(型枠工事作業)、鉄筋施工(鉄筋施工図作成作業、鉄筋組立て作業)、コンクリート圧送施工(コンクリート圧送工事作業)、カーテンウォール施工(金属製カーテンウォール工事作業)、ガラス施工(ガラス工事作業)、電気製図(配電盤・制御盤製図作業)、塗装(鋼橋塗装作業)

3 三級

機械加工(普通旋盤作業)、機械検査(機械検査作業)、電子機器組立て(電子機器組立て作業)、電気機器組立て(配電盤・制御盤組立て作業、シーケンス制御作業)、冷凍空気調和機器施工(冷凍空気調和機器施工作業)、和裁(和服製作作業)、建築大工(大工工事作業)、配管(建築配管作業)

4 単一等級

樹脂接着剤注入施工(樹脂接着剤注入工事作業)

二 実施期日

1 実技試験は、平成二十八年十二月一日(木)から平成二十九年二月十二日(日)までの間において、青森県職業能力開発協会が指定する日に行う。

2 学科試験

(一) 平成二十九年一月二十二日(日)に実施する検定職種

(1) 一級及び二級

機械検査、電気機器組立て、配管、型枠施工、ガラス施工

(2) 三級

電気機器組立て、配管

(二) 平成二十九年一月二十九日(日)に実施する検定職種

(1) 特級

機械加工、放電加工、仕上げ、機械検査、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、自動販売機調整、空気圧装置組立て、建設機械整備

プラスチック成形

(2) 一級及び二級

さく井、自動販売機調整、農業機械整備、冷凍空気調和機器施工、みそ製造、酒造、カーテンウォール施工

(3) 三級

冷凍空気調和機器施工

(三) 平成二十九年二月五日(日)に実施する検定職種

(1) 一級及び二級

半導体製品製造、空気圧装置組立て、和裁、製版、菓子製造、建築大工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、電気製図、塗装

(2) 三級

機械加工、機械検査、電子機器組立て、和裁、建築大工

(3) 単一等級

樹脂接着剤注入施工

三 実施場所

1 実技試験は、別途青森県職業能力開発協会から通知する。

2 学科試験は、次に掲げる場所において行う。ただし、受検人員により会場数が増減される場合もある。

青森市 弘前市 八戸市

四 受検申請書の提出期限

平成二十八年十月三日(月)から同月十四日(金)まで

五 その他検定に関し必要な事項

1 受検申請書の用紙及び受検案内は、青森県職業能力開発協会にて配布する。

2 受検申請書の提出先

青森市大字野尻字今田四三の一

青森県職業能力開発協会

3 技能検定についての詳しいことは、青森県商工労働部労政・能力開発課(電話

〇一七 七三四 九四二五)又は青森県職業能力開発協会(電話〇一七 七三八 五五六一)へ問い合わせること。

青森県告示第五百七十五号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二条第一項の規定により、平成二十

四年九月二十八日免許した公有水面の埋立てについて、同法第二十二條第一項の規定により、平成二十八年八月二十二日次のとおり埋立てに関する工事のしゅん功の認可をしたので、同条第二項の規定により告示する。

なお、免許等の関係図書の写しは、この告示の日から起算して十年を経過する日まで平内町役場に備え置いて閲覧に供される。

平成二十八年九月二日

小湊港湾管理者 青 森 県
代表者 青森県知事 三 村 申 吾

一 認可を受けた者の住所及び名称並びにその代表者の住所及び氏名

1 認可を受けた者の住所及び名称

青森市長島一丁目の一

青森県

2 代表者の住所及び氏名

青森市長島一丁目の一

青森県知事 三村申吾

二 埋立区域

1 位置

東津軽郡平内町大字東滝字滝一〇九の二、一〇九の三及び六九の一並びに同東滝字間木九七、五六の三、五六の一、八〇及び三七の三の地先公有水面

2 区域

次の各点のうち の地点から の地点までを順次結んだ線、 の地点と の地点を結ぶ平成二十三年の秋分の日の満潮位(C・D・L+〇・五三四メートル)における公有水面と陸地との境界線、 の地点と の地点を結んだ線及び、 の地点と の地点を結んだ線により囲まれた区域

の地点 安井崎灯台(北緯四〇度五七分三九秒、東経一四〇度五八分五一秒)

から一六九度三六分二秒 五三九・五八メートルの地点

の地点 から八二度〇四分〇一秒 一六・七〇メートルの地点

の地点 から一七二度〇二分二六秒 九〇・八六メートルの地点

の地点 から二〇四度二四分二一秒 一四・八五メートルの地点

の地点 から二九四度二九分一一秒 一六・七六メートルの地点

の地点 から二四度二四分三三秒 一〇・〇〇メートルの地点

の地点 の地点から三五二度〇四分〇五秒 二一・五九メートルの地点
の地点 の地点から七九度四三分四七秒 一・三三メートルの地点
の地点 の地点から三五二度〇二分二八秒 五〇・七二メートルの地点
の地点 の地点から二六二度四九分五四秒 一・三三メートルの地点

3 面積

一、六一六・三七平方メートル

青森県告示第五百七十六号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二條第一項の規定により、平成二十八年九月二十八日免許した公有水面の埋立てについて、同法第二十二條第一項の規定により、平成二十八年八月二十五日次のとおり埋立てに関する工事のしゅん功の認可をしたので、同条第二項の規定により告示する。

なお、免許等の関係図書の写しは、この告示の日から起算して十年を経過する日まで平内町役場に備え置いて閲覧に供される。

平成二十八年九月二日

小湊港湾管理者 青 森 県
代表者 青森県知事 三 村 申 吾

一 認可を受けた者の住所及び名称並びにその代表者の住所及び氏名

1 認可を受けた者の住所及び名称

東津軽郡平内町大字小湊字小湊六三

平内町

2 代表者の住所及び氏名

東津軽郡平内町大字小湊字小湊六三

平内町長 船橋 茂久

二 埋立区域

1 位置

東津軽郡平内町大字東滝字滝一〇九の二並びに同東滝字間木八〇及び三七の三の地先公有水面

2 区域

次の各地点のうち の地点から の地点までを順次に結んだ線及び、 の地点と

の地点を結ぶ平成二十三年の秋分の日の満潮位(C・D・L+O・五三四メートル)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域並びに次の各地点のうち の地点から の地点までを順次に結んだ線及び の地点と の地点を結ぶ平成二十三年の秋分の日の満潮位(C・D・L+O・五三四メートル)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

- の地点 安井崎灯台(北緯四〇度五七分三九秒、東経一四〇度五八分五一秒)から一七〇度〇六分五一秒 五三九・五二メートルの地点
 - の地点 八一度五四分三秒 四・七九メートルの地点
 - の地点 一七一度五五分〇秒 一三・六一メートルの地点
 - の地点 二六三度〇一分〇七秒 五・二〇メートルの地点
 - の地点 三五六度二七分四六秒 五・八四メートルの地点
 - の地点 安井崎灯台(北緯四〇度五七分三九秒、東経一四〇度五八分五一秒)から一七〇度一九分〇六秒 六〇四・〇八メートルの地点
 - の地点 七九度三五分一三秒 四・七九メートルの地点
 - の地点 一七二度〇四分〇五秒 二一・五九メートルの地点
 - の地点 二〇四度二四分二三秒 一〇・〇〇メートルの地点
 - の地点 二九四度四一分四二秒 五・七八メートルの地点
 - の地点 二〇度四二分四三秒 二・五四メートルの地点
 - の地点 一七度四五分五一秒 三・八一メートルの地点
 - の地点 一〇度五三分五四秒 四・四二メートルの地点
 - の地点 三度四六分一六秒 四・四四メートルの地点
- 面積 二二〇・三七平方メートル

公 告

農用地利用配分計画の認可申請

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成二十五年法律第百一号)第十八条第一項の規定により農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第三項の規定により当該農用地利用配分計画を次のとおり公告し、青森県農林水産部構造政策課にお

いてこの公告の日から二週間一般の縦覧に供する。
 なお、当該農用地利用配分計画の利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、当該農用地利用配分計画について、知事に意見書を提出することができる。
 平成二十八年九月二日

青森県知事 三 村 申 吾

借主	賃借権の設定等を受ける者	住所又は所在地	賃借権の設定等を受ける土地	申請日
小野一男	北津軽郡板柳町大字館野越字橋元二八	北津軽郡板柳町大字館	滝袋九七の一	"
相坂友規	東津軽郡平内町大字田茂木字家岸二〇	東津軽郡平内町大字清水字金附一四	"	"
阿部伸義	むつ市並川町一六の六	むつ市大畑町中川原八〇の一	"	"
宮古秋雄	三沢市織笠三丁目二〇七の二	三沢市大字三沢字庭構八三四の一	"	"
宮古隆	三沢市織笠二丁目二五五八	三沢市大字三沢字庭構一五三四	"	"
宮古義美	三沢市織笠四丁目二六五七	三沢市大字三沢字庭構六七四二の一ほか四筆	"	"
農事組合法人野村園芸農場	三戸郡五戸町字虫追塚前二二の二	十和田市大字伝法寺字大窪八五の一	"	"
野沢一平	青森市大字高田字川瀬一二二の二	青森市大字金浜字伊吹二六二ほか九筆	"	"
工藤隆弘	青森市大字羽白字富田一六八の二六	青森市大字羽白字富田二三五の三ほか四筆	"	"
佐々木春治	青森市大字後潟字平野三	青森市大字後潟字平野六三〇	"	"
村川武五郎	青森市大字内真部字岸田三	青森市大字清水字川瀬一〇〇ほか二筆	"	"
飯塚仁	青森市大字高田字川瀬一五七の一四	青森市大字金浜字船岡三八一の二ほか七筆	"	"
杉田政紀	青森市大字奥内字宮田七〇の二	青森市大字奥内字宮田六一八の二ほか八筆	平成二六・八・一〇	"
氏名又は名称	住所又は所在地	賃借権の設定等を受ける土地	申請日	

中村邦之	三戸郡田子町大字原字原六二の一	三戸郡田子町大字原字四日市川原三九	"
大橋佑介	三戸郡新郷村大字戸来字金ヶ沢板ノ下一の一 金ヶ沢東団地七号棟	三戸郡新郷村大字戸来字鷹沢一三の一	"

都市計画公聴会の開催

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により弘前広域都市計画区域における道路に関する都市計画の変更案について次のとおり公聴会を開催するので、青森県都市計画法施行細則（平成十六年三月青森県規則第二十一号）第二条第二項の規定により公告する。

平成二十八年九月二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 開催の日時

平成二十八年十月十六日 午後一時から

二 開催の場所

青森県弘前合同庁舎 別館三階A会議室 弘前市大字蔵主町四

弘前広域都市計画道路の変更（青森県決定）

都市計画道路中3・4・20号紺屋町野田線を以下のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起 点	終 点	主 経 過 地		構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
幹線街路	3・4・20	紺屋町野田線	弘前市大字紺屋町	弘前市大字和徳町	弘前市大字亀甲町	約1,980m	地表式	2車線	16m	幹線街路と平面交差6箇所	
	車線数の内訳					約1,700m		2車線			

三 案件

弘前広域都市計画区域における道路に関する都市計画の変更案（以下「都市計画変更案」という。）

四 公述の申出等

1 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載した別記様式による書面を知事に提出して、申し出なければならぬ。

2 公聴会に出席して意見を述べることができる者は、弘前市の区域内に住所を有する者とする。

3 書面の提出期限

平成二十八年十月十一日までに到着のこと。

4 書面の提出先

青森県国土整備部都市計画課 青森市長島一丁目の一
弘前市都市環境部都市政策課 弘前市大字上白銀一の一

5 公述人の選定

書面を提出した者のうちから知事が選定し、その旨を本人宛通知する。

五 都市計画変更案の概要

六 都市計画変更案の閲覧

都市計画変更案は、次のとおり閲覧に供する。

1 閲覧場所

青森県国土整備部都市計画課
弘前市都市環境部都市政策課

2 閲覧期間

平成二十八年九月十二日から同月二十六日まで

3 閲覧時間

午前八時三十分から午後五時まで

別記様式

公 述 申 出 書

弘前広域都市計画道路に関する都市計画の変更案について、次のとおり公聴会に出席して意見を述べたいので申し出ます。

平成 年 月 日

青森県知事 三村 申吾 殿

公述申出人
住 所
氏 名

㊟

意見の要旨及びその理由

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十八年九月二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 蒔苗工業

二 氏名 蒔苗 博一

三 主たる営業所の所在地 北津軽郡板柳町大字小幡字柳田九一の一

四 許可番号 青森県知事許可（般 二六）第一七〇七三号

五 取消年月日 平成二十八年八月十七日

六 取消しに係る建設業の許可

大工工事業及びとび・土工工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十八年六月三十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十八年九月二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社内山

二 代表者の氏名 内山 賢治

三 主たる営業所の所在地 上北郡東北町大字上野字新堤向六一の二八

四 許可番号 青森県知事許可（般 二四）第一〇七六六号

五 取消年月日 平成二十八年八月五日

六 取消しに係る建設業の許可

建築工事業に係る一般建設業の許可
七 取消しの原因となった事実

平成二十八年四月一日前記建設業者が合併により消滅したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十八年九月二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社里村・建築・工房

二 代表者の氏名 里村 喜美夫

三 主たる営業所の所在地 十和田市大字法量字中里一二六

四 許可番号 青森県知事許可（般 二五）第五〇〇三八一号

五 取消年月日 平成二十八年八月十日

六 取消しに係る建設業の許可

建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業及び内装仕上工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十七年十二月三十一日前記建設業者が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

（発行所・発行人）
青森市長島二丁目一番一号
青森県

（印刷所・販売人）
青森市第一問屋町二丁目番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭